

平成29年8月22日公表

縦覧手続の実施について

次のとおり縦覧手続を実施しますので、市民の意見をお寄せください。

対象案件	富良野都市計画特定用途制限地域の変更（案）について
意見募集期間	平成29年8月23日から平成29年9月5日まで縦覧期間 平成29年8月23日から平成29年9月5日まで意見提出期間
公表場所（供覧・閲覧）	・担当窓口（都市建築課） ・ホームページ
意見提出方法	・書面（様式自由）による提出 ・封書、ファクシミリ、電子メール、録音テープ（記録性の確保可能なもの）、直接提出、意見箱（公表場所に設置）への投函のいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと（住所・氏名の公表は行わないが、記入のない意見には回答できない場合がある）
意見提出者	①市内に住んでいる方 ②市内で働いている方 ③市内で学んでいる方 ④市内に事業所がある法人やその他の団体
意見提出先（問合せ先）	建設水道部 都市建築課 郵便番号 076-8555 富良野市弥生町1番1号 電話 0167-39-2316 ファクシミリ 0167-39-2332 電子メールアドレス： kenchiku-ka@city.furano.hokkaido.jp
意見検討結果の公表	平成29年9月 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表。（ただし、個別回答は行なわない）

<p>市の案及び関連事項</p> <p>(※案は別途添付)</p>	<p>(1) 案を作成した趣旨（背景や必要性、目的など）</p> <p>平成 23 年 2 月に策定した「富良野市都市計画マスタープラン」の土地利用方針を踏まえ、下御料地区の一部について、土地利用の現状と将来的な見通しを勘案し、今後の土地利用に対応した規制内容とするため、富良野市都市計画特定用途制限地域を変更しようとするものです。</p> <p>(2) 案の骨子（概要）</p> <p>富良野市都市計画マスタープランの土地利用方針を踏まえ、特定用途制限地域の田園居住地区の一部について、土地利用の現状と将来的な見通しを勘案し、今後の土地利用に対応した規制内容とするため、田園居住地区からリゾート産業地区に変更します。特定用途制限地域の変更にあわせ、用途制限の内容の変更を条例にて定めます。</p> <p>(3) 市民への影響（検討の争点等）</p> <p>現在、対象地域内において、決定後に不適合となる建築物はありません。</p> <p>建築確認申請などの既存の手数料等はこれまで通りとなります。</p> <p>(4) その他（法令根拠、自治体の類似事例など）</p> <p>都市計画法</p>
<p>その他必要事項</p>	<p>(1) 案の検討経過</p> <p>平成 28 年 7 月～平成 29 年 3 月 北海道との下協議 平成 29 年 4 月 19 日 都市計画審議会勉強会 平成 29 年 5 月 25 日 住民説明会 平成 29 年 7 月 6 日 都市計画審議会</p> <p>(2) PC 後の今後のスケジュール</p> <p>平成 29 年 10 月下旬 都市計画審議会 平成 29 年 12 月下旬 北海道同意協議 平成 30 年 1 月下旬 決定告示</p>

<input type="checkbox"/> 広報紙 月号への掲載
<input checked="" type="checkbox"/> 市のホームページへの掲載（掲載日 8 月 22 日）
<input type="checkbox"/> 行政情報コーナー・各支所・文化会館・図書館への供覧・配布（__月__日）